

＜りそなVisaデビットカード規定新旧対照表＞

	変更前	変更後
<p>第17条</p>	<p>17.(カードの紛失・盗難、偽造・変造および損害の補てん) (1)会員が、カードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店等の債権については、当社はこれに対応する債務を売買取引等債務とみなして本規定を適用し、本規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。 (2)前項にかかわらず、会員が紛失・盗難、偽造・変造の事実を速やかに当社へ直接電話等により連絡のうえ、所轄の警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合、紛失・盗難においては当社がその連絡を受理した日(以下「受理日」といいます。)の30日前の午前0時からその受理日の翌日以降初めて到来する営業日まで、また、偽造・変造においては、当該受理日の60日前の午前0時からその受理日の翌日以降初めて到来する営業日まで、当社は、当社所定の方法により、発生した損害について補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、その損害を補てんいたしません。 ①紛失・盗難、偽造・変造が会員または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合 ②会員の家族(同居の親族、別居の未婚の子)、同居人、留守人、使用人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失・盗難、偽造・変造に関与し、または不正使用した場合 ③戦争、地震、核燃料物質(使用済燃料を含みます)の特性等による著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難、偽造・変造が生じた場合 ④カードが他人に譲渡・貸与または担保差入れされた間に不正使用された場合や偽造・変造された場合 ⑤本規定に違反している状況において紛失・盗難、偽造・変造が生じた場合 ⑥会員が当社の請求する書類の提出を拒む、または提出した書類の内容が虚偽である場合 ⑦当社が行う不正使用の被害調査に協力しない場合 (3)会員がカードの紛失・盗難、偽造・変造により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、あるいは会員が加盟店等の入力ミス等により誤って預金口座から引き落とされた金額の返金を求める場合、その他事由の如何を問わず、当社が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。 (4)当社が会員に対し、Visaデビットカード取引に関し、預金口座から当社が引き落としした金額の返金を行う場合、当社所定の手続をもって返金するものとします。</p>	<p>17.(カードの紛失・盗難、偽造・変造・番号盗用および損害の補てん) (1)会員が、カードの紛失・盗難、偽造・変造・番号盗用(以下「紛失・盗難等」といいます。)により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、そのカードまたはカード情報の使用に起因して生じる一切の加盟店等の債権については、当社はこれに対応する債務を売買取引等債務とみなして本規定を適用し、本規定に定めるところに従い決済を行うものとし、それに関する責任はすべて会員が負うものとします。 (2)前項にかかわらず、会員が紛失・盗難等の事実を速やかに当社へ直接電話等により連絡のうえ、所轄の警察署に届け、かつ所定の書類を当社に提出した場合、紛失・盗難においては当社がその連絡を受理した日(以下「受理日」といいます。)の30日前の午前0時からその受理日の翌日以降初めて到来する営業日まで、また、偽造・変造・番号盗用においては、当該受理日の60日前の午前0時からその受理日の翌日以降初めて到来する営業日まで、当社は、当社所定の方法により、発生した損害について、当社が別途定める限度額の範囲内まで補てんします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、その損害を補てんいたしません。 ①紛失・盗難等が会員または会員の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた場合 ②会員の家族(同居の親族、別居の未婚の子)、同居人、留守人、使用人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者等、会員の関係者が紛失・盗難等に関与し、または不正使用した場合 ③戦争、地震、核燃料物質(使用済燃料を含みます)の特性等による著しい社会秩序の混乱の際に紛失・盗難等が生じた場合 ④カードが他人に譲渡・貸与または担保差入れされた間に不正使用された場合や偽造・変造・番号盗用された場合 ⑤本規定に違反している状況において紛失・盗難等が生じた場合 ⑥会員が当社の請求する書類の提出を拒む、または提出した書類の内容が虚偽である場合 ⑦当社が行う不正使用の被害調査に協力しない場合 (3)会員がカードの紛失・盗難等により他人にカードまたはカード情報を使用された場合、またはそのおそれがある場合、あるいは会員が加盟店等の入力ミス等により誤って預金口座から引き落とされた金額の返金を求める場合、その他事由の如何を問わず、当社が必要な調査を実施するにあたり、会員に対して帳票の提出、事実関係の聴取等その他の協力を求めた場合、会員はこれに協力するものとします。 (4)当社が会員に対し、Visaデビットカード取引に関し、預金口座から当社が引き落としした金額の返金を行う場合、当社所定の手続をもって返金するものとします。</p>